

表3 宮城県における法律・条例・県悪臭公害防止対策要綱に基づく規制状況

	悪臭防止法	県公害防止条例	県悪臭公害防止対策要綱	仙台市悪臭対策指導要綱
適用地域	仙台市等13市2町の「規制地域」	県内全域 (法の規制地域を除く)	県内全域	仙台市内全域
規制対象の事業場	「規制地域」内の全事業場	(1)魚腸骨処理場等 (2)有機質肥料製造施設	農業・建設業・製造業 卸売小売業・電気ガス水道 熱供給業・サービス業	全業種
規制指導の主体	規制地域指定市町	県保健所(仙台市を除く県内) 仙台市(仙台市内)	規制地域指定市町 県保健所	仙台市
規制基準	<b>臭気指数</b> <sup>※1</sup> ①敷地境界 ②気体排出口 ③排水	<b>臭気指数</b> ①敷地境界 ②気体排出口 ③排水	<b>臭気強度</b> 敷地境界	<b>臭気濃度</b> ①敷地境界 ②排出口
測定法	・嗅覚測定法 <sup>※1</sup> (三点比較式臭袋法)	・嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法)	・嗅覚測定法 (三点比較式臭気採点法)	・嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法)
届出制	なし	あり	なし	なし
改善命令等	改善勧告・命令	計画変更命令等 改善勧告・命令	改善勧告	勧告等なし
改正内容施行	H15.10.1 規制地域一部拡大・ 臭気指数導入 H22.10.1 規制地域拡大 H24.4.1 規制地域指定者 (市については市長)	H16.4.1 規制基準・測定方法	- -	- -

\*仙台市は、物質濃度規制(22物質)を実施している。